証券コード　6864
2021年６月３日

株　主　各　位

神奈川県横浜市港北区綱島東六丁目３番20号
株式会社 エヌエフホールディングス
代表取締役会長　高　　橋　　常　　夫

第68回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

　さて、当社第68回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

　なお、当日ご出席いただけない場合は、後記の参考書類をご検討のうえ、同封の委任状用紙に議案に対する賛否を表示し、ご押印のうえ折返しご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. **日　　時**　2021年６月24日（木曜日）午前10時
2. **場　　所**　神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目６番15号
　新横浜グレイスホテル
（末尾の「第68回定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. **目的事項**

報 告 事 項
1. 第68期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第68期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役６名選任の件
第３号議案　補欠監査役１名選任の件

各議案の概要は後記「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」（49頁から53頁まで）に記載のとおりであります。

以　上

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://nfhd.co.jp/）に、修正後の内容を掲載させていただきます。

添付書類

事　業　報　告

（自　2020年４月１日
至　2021年３月31日）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染拡大が続き、感染対策と経済活動の両立が図られたものの、収束に向かう兆しは見えず、経済活動や消費活動が低迷し、極めて厳しい状況となりました。また、米中貿易摩擦の影響が引き続き懸念され、経済活動の先行きが不透明な状況となっております。

当社グループの事業環境は、コロナ禍の中、家庭用製品の営業活動が停滞し、研究開発用機器や生産設備用装置の販売も低調に推移し、全般的に厳しい状況が続きました。

このような経営環境下、当社グループにおきましては、足元の事業である計測制御デバイス、電源パワー制御、環境エネルギー関連分野において、新商品の投入や新常態でのデジタル営業展開に注力し、生産性や業務の効果効率向上など企業活動の強靭化に取り組みました。一方、持続的な企業価値増大を図るべく、持株会社化による事業や経営基盤の強化、将来成長に向けての基礎研究投資や技術開発強化に取り組みました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は10,651百万円（前年同期比19.5%減）、損益面では経常利益738百万円（前年同期比52.1%減）、当期純利益は500百万円（前年同期比51.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は444百万円（前年同期比54.7%減）となりました。

(2) 営業の部門別状況

当社グループは、電子電気機器等の製造、販売を行っており、セグメントは単一となります。なお、当社グループにおける製品関連分野別売上の概要は、次のとおりとなります。

≪計測制御デバイス関連分野≫

計測制御デバイス関連分野では、電子計測器は周波数特性分析器・微小信号測定器関連・地震計測器などの大学や公的研究機関向けが順調に推移し、電子デバイスは量子コンピュータなどの先端研究向けが伸長しました。一方、経済活動の停滞による需要の減少などで、一般産業向けが全般的に低調に推移しました。以上の結果、計測制御デバイス関連分野の売上高は2,365百万円（前年同期比4.0%減）となりました。

≪電源パワー制御関連分野≫

電源パワー制御関連分野では、開発試験用の交流電源や汎用直流電源が堅調に推移したものの、経済活動の停滞による需要の減少などで、一般産業向けの交流電源や表面処理用直流電源が全般的に落ち込みました。以上の結果、電源パワー制御関連分野の売上高は3,133百万円（前年同期比12.1%減）となりました。

≪環境エネルギー関連分野≫

環境エネルギー関連分野では、電力系統用保護リレー試験器が需要家用途は堅調に推移したものの、産業用途が落ち込み、また、家庭用蓄電システムなども販売活動の停滞で落ち込みました。以上の結果、環境エネルギー関連分野の売上高は4,776百万円（前年同期比30.5%減）となりました。

≪校正・修理分野≫

校正・修理分野では、販売製品のメンテナンスサービスに注力し、売上高は376百万円（前年同期比14.2%増）となりました。

(3) 対処すべき課題

わが国経済は、新型コロナウイルスの収束時期がいまだ見通せず、引き続き不透明な状況が続くと見込んでおります。その一方で、カーボンニュートラルな脱炭素社会への機運を受けて、自動車業界を始めとした製造業ではクリーンエネルギー対応の設備投資環境が改善し、家庭用機器の需要も底堅く販売が回復すると予測しております。また、アフターコロナでは、より安全安心な社会と暮らしへのニーズが高まり、ヘルスケア、医療、バイオなどのライフサイエンス関連市場環境が中長期的に活況化するものと予測しております。

当社グループとしては、このような持続可能な社会への変革に貢献するとともに、事業の強靱化と成長発展できる体制を構築し、足元の安定した経営利益を担保しつつ、中長期的により一層の企業価値増大を目指してまいります。

新型コロナウイルス感染症拡大の波が断続的に訪れ厳しい経済環境が続く状況

に対しては、業務全般の効果・効率を一層高め、販売力、生産力、開発力の有効性を高めてまいります。営業面では、新常態のデジタル営業の更なる推進と、代理店との連携を一層強化する一方、顧客へのソリューション活動を強力に展開し、営業基盤をさらに強固なものにしてまいります。生産面では、山口拠点を中核にしたグループ生産プラットフォームの強化を図り、生産性向上、原価低減と納期短縮など収益体質の強化に取り組んでまいります。開発面では、重点テーマの絞り込みにより選択と集中を行い、既存領域における開発力の強化を図る一方、成長市場における新規事業領域開拓、次世代に向けた技術開発に注力してまいります。また、強靭で創造性の高い企業体質の維持向上に向けては、優秀な人材の確保とその育成が重要であり、足元の厳しい経営環境においても採用及び教育は強化してまいります。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、2018年10月15日付けで発行した新株予約権の一部権利行使により542,901千円の資金調達を行いました。なおこれにより、資本金及び資本剰余金がそれぞれ272,814千円増加しております。

(5) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は254百万円であり、前連結会計年度の761百万円と対比して507百万円の減少となりました。

(6) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

2020年10月１日付で会社分割により持株会社へ移行し、商号を株式会社エヌエフホールディングスに変更するとともに、当社が営んでいた電子計測制御・電源システム・電子デバイス・応用システムの各事業を株式会社エヌエフ回路設計ブロック準備会社に承継させました。なお、同日付で株式会社エヌエフ回路設計ブロック準備会社は商号を株式会社エヌエフ回路設計ブロックに変更いたしました。

(7) 他の会社の事業の譲受けの状況

他の会社の事業の譲受けは該当ありません。

(8) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継は該当ありません。

(9) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
新株予約権等の取得または処分は該当ありません。

(10) 財産および損益の状況の推移
①企業集団の財産および損益の状況の推移

区　　分	第 65 期 (2017年度)	第 66 期 (2018年度)	第 67 期 (2019年度)	第 68 期 (当連結会計年度)
売上高	10,098,244千円	12,011,876千円	13,231,498千円	10,651,004千円
経常利益	1,109,429千円	1,431,719千円	1,540,109千円	738,299千円
当期純利益	822,329千円	952,154千円	1,020,143千円	500,019千円
親会社株主に帰属する当期純利益	822,329千円	952,154千円	981,215千円	444,212千円
１株当たり当期純利益	130円96銭	147円81銭	146円31銭	64円62銭
総資産	14,455,651千円	15,977,746千円	18,255,066千円	18,826,568千円
純資産	8,155,943千円	9,675,078千円	11,863,814千円	12,801,790千円

(注) 1. １株当たり当期純利益は、保有する自己株式数を除く期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 第68期（当連結会計年度）の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

②当社の財産および損益の状況の推移

区　　分	第 65 期 (2017年度)	第 66 期 (2018年度)	第 67 期 (2019年度)	第 68 期 (当事業年度)
売上高及び営業収益	7,788,733千円	9,936,058千円	10,801,647千円	4,738,342千円
経常利益	711,429千円	1,198,624千円	1,391,923千円	2,199,258千円
当期純利益	489,244千円	869,387千円	986,879千円	2,077,028千円
１株当たり当期純利益	77円91銭	134円96銭	147円16銭	302円15銭
総資産	13,449,807千円	15,150,784千円	16,029,422千円	15,127,316千円
純資産	7,349,169千円	8,799,373千円	9,551,392千円	9,342,243千円

(注) １株当たり当期純利益は、保有する自己株式数を除く期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(11) 重要な子会社の状況

名　　　　称	資本金	議決権比率	主要な事業内容
	百万円	%	
株式会社エヌエフ回路設計ブロック	400	100	電子計測制御機器、電源システム機器、電子デバイス、応用システム機器の開発、製造、販売、校正・修理
株式会社千代田エレクトロニクス	140	100	電源システム機器の開発、製造、販売、校正・修理
株式会社計測技研	100	100	電子計測制御機器、応用システム機器の開発、製造、販売
株式会社ＮＦブロッサムテクノロジーズ	400	60	蓄電システムの開発、製造、販売、修理
株式会社ＮＦテクノコマース	100	100	電子計測制御機器、電源システム機器、電子デバイス、応用システム機器の輸出入および販売
株式会社ＮＦカストマサービス	30	100	電子計測制御機器、電源システム機器、応用システム機器の校正・修理、設備診断
株式会社ＮＦデバイステクノロジー	200	100	電子デバイス、半製品(基板)の製造
株式会社ＮＦエンジニアリング	40	100	電子計測制御機器、電源システム機器、応用システム機器の製造

（注）連結対象子会社は上記子会社８社であります。

(12) 主要な事業内容

当社グループは電子機器の開発、製造、販売を主な事業としており、主要な製品は次のとおりであります。

区　分	主　要　製　品　等	主要な会社
計測制御 デバイス 関連分野	信号発生器、周波数特性分析器、微小信号測定器、インピーダンス測定器、地震計測関連機器、各種機能モジュール（フィルタ、増幅器、位相検波器、ピエゾドライバ、電流／電圧変換器、カスタム機能モジュール	㈱エヌエフ回路設計ブロック ㈱計測技研 ㈱ＮＦテクノコマース ㈱ＮＦデバイステクノロジー ㈱ＮＦエンジニアリング
電源パワー 制御 関連分野	交流電源、直流電源、表面処理用電源、一般産業用電源、バイポーラ電源、電子・電気部品関連、自動車関連、家電関連、社会インフラ関連、カスタム電源	㈱エヌエフ回路設計ブロック ㈱千代田エレクトロニクス ㈱ＮＦテクノコマース ㈱ＮＦデバイステクノロジー ㈱ＮＦエンジニアリング
環境 エネルギー 関連分野	蓄電システム、保護リレー試験器	㈱エヌエフ回路設計ブロック ㈱ＮＦブロッサムテクノロジーズ ㈱ＮＦデバイステクノロジー ㈱ＮＦテクノコマース
校正・修理 分野	校正・修理サービス	㈱エヌエフ回路設計ブロック ㈱千代田エレクトロニクス ㈱ＮＦブロッサムテクノロジーズ ㈱ＮＦカストマサービス 恩乃普電子商貿(上海)有限公司

(13) 主要な事業所

①当社

本　　　　　社	神奈川県横浜市
事　　業　　所	山口県山口市

②子会社

国　　　　　内	宮城県仙台市、栃木県塩谷郡高根沢町、埼玉県蕨市、東京都豊島区、神奈川県横浜市、愛知県名古屋市、大阪府茨木市、山口県山口市、福岡県福岡市
海　　　　　外	カリフォルニア、上海

(14) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
377 （121）名	８名減

（注）従業員数は就業人員であり、嘱託社員およびパートタイム社員は（ ）内に当連結会計年度における平均人数を外数で記載しております。

(15) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
	千円
株式会社みずほ銀行	670,000
株式会社横浜銀行	500,000
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	500,000
株式会社りそな銀行	500,000

２．会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式総数　7,018,968株（自己株式51,032株を除く。）

(2) 株主数　5,417名（自己株式を除く。前期末比32名増。）

(3) 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
エヌエフＨＤ取引先持株会	613	8.73
東京中小企業投資育成株式会社	297	4.23
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	286	4.08
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	219	3.12
ﾊﾞﾝｸ ｵﾌﾞ ﾆｭｰﾖｰｸ ｼﾞｰｼｰｴﾑ ｸﾗｲｱﾝﾄ ｱｶｳﾝﾄ ｼﾞｪｲﾋﾟｰｱｰﾙﾃﾞｲ ｱｲｴｽｼﾞｰ ｴﾌｲｰｰｴｲｼｰ	201	2.87
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	183	2.61
エヌエフ回路設計ブロック社員持株会	164	2.34
高橋常夫	163	2.34
田村哲夫	148	2.11
北崎哲也	135	1.93

（注）1．持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2．エヌエフ回路設計ブロック社員持株会は、2021年３月29日をもってエヌエフＨＤ社員持株会に名称変更をしております。

３．会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

４．会社役員に関する事項

（1） 取締役および監査役の氏名等

地　　位	氏　　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	高　橋　常　夫	
取　締　役	大　滝　正　彦	㈱ＮＦブロッサムテクノロジーズ代表取締役社長 内部統制監査室長
取　締　役	中　川　　　準	㈱エヌエフ回路設計ブロック代表取締役副社長 グループ輸出管理統括責任者 グループ生産管理本部副本部長
取　締　役	長谷川　和　宏	㈱ＮＦエンジニアリング代表取締役社長 グループ生産管理本部長 グループBCM統括責任者
取　締　役	古　田　雄　久	弁護士
取　締　役	釜　道　紀　浩	東京電機大学未来科学部教授
常勤監査役	池　上　雅　幸	
常勤監査役	浅　原　　　眞	
監　査　役	辻　　毅　一　郎	奈良学園大学学長

（注）1．取締役古田雄久、釜道紀浩の両氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2．監査役池上雅幸、浅原眞、辻毅一郎の３氏は会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
3．当社は、取締役古田雄久、釜道紀浩、監査役池上雅幸、浅原眞、辻毅一郎の５氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

（2） 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

ア．取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針については、取締役会において以下の方針を決議しております。

イ．　決定方針の内容の概要

ⅰ）基本方針

当社の取締役報酬は、持続的発展と中長期的な企業価値の向上に資する体系とし、個人別取締役の報酬決定に際しては、各取締役の役位、職責、並びに従業員給与水準等を総合的に勘案して定めた報酬テーブルと各取締役の評価に基づき適正な水準とすることを基本方針とします。

ⅱ）報酬の算定方法の決定方針

取締役の基本報酬は、月度報酬および賞与から構成され、月度報酬は月例の固定金銭報酬、賞与は年一回の金銭報酬とします。

個人別取締役の月度報酬は、役位、職責、並びに従業員給与水準等を総合的

に勘案し定められた取締役の月度報酬テーブルを基に、取締役相互の客観的な能力評価を加味して、決定するものとします。

個人別取締役の賞与は、役位、職責、並びに従業員年収水準等を総合的に勘案し定められた取締役の年収テーブルを基に、取締役相互の客観的な貢献度評価を加味して、決定された年収基準額から月度報酬年額を控除した額とするものとします。

なお、取締役の個人別の月度報酬および賞与は、基本方針および株主総会での決議との整合性を含めた検討を行い、取締役会が決定しておりますので、取締役の報酬等の内容は、当該方針に沿うものであると取締役会は判断しております。

②取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2007年６月27日開催の第54回定時株主総会において、取締役の報酬額は年額250百万円以内、監査役の報酬額は年額35百万円以内とご承認いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は４名、監査役の員数は３名（うち、社外監査役は３名）です。

③取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の人員（人）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（うち社外取締役）	83,388 (9,426)	83,388 (9,426)	―	―	5 （2）
監査役（うち社外監査役）	28,782 (28,782)	28,782 (28,782)	―	―	3 （3）

(3) 社外役員に関する事項

①主な活動状況

区　分	氏　　名	発　言　状　況　等
取締役	古田　雄久	当期開催された取締役会13回のうち13回に出席し、社外取締役としての見地から発言を行っております。 特に弁護士として企業法務、金融法務における幅広い知識と経験に加えて行政実務経験をも有しており、コンプライアンスをはじめ経営上・事業上のリスクに関する事項について指摘・提言を行うなど取締役会の実質的かつ適切な監督を促す活動を行い、社外取締役としての機能発揮をしております。
取締役	釜道　紀浩	当期選任後開催された取締役会10回のうち10回に出席し、社外取締役としての見地から発言を行っております。 特に大学教授として深い学識と高い見識を有しており、高い視点から様々な角度での意見・提言を行い、社外取締役としての機能発揮をしております。
監査役	池上　雅幸	当期開催された取締役会13回のうち13回に出席し、また当期開催された監査役会13回のうち13回に出席し、社外監査役としての見地から発言を行っております。
監査役	浅原　眞	当期開催された取締役会13回のうち13回に出席し、また当期開催された監査役会13回のうち13回に出席し、社外監査役としての見地から発言を行っております。
監査役	辻　毅一郎	当期開催された取締役会13回のうち13回に出席し、また当期開催された監査役会13回のうち13回に出席し、社外監査役としての見地から発言を行っております。

②責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項に基づき、社外取締役および社外監査役との間において、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。この契約において当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役および社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときとし、損害賠償責任限度額は、法令の定める額としています。

５．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32,000千円
②当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36,740千円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出致します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選任した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社定款におきましては、会社法第423条第１項に規定する会計監査人の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めておりますが、現時点では、会計監査人との間で責任限定契約を締結しておりません。

６．会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において内部統制システムの整備に関する基本方針を決定し、整備、運用してきましたが、2015年５月の改正会社法施行を機に2015年５月29日開催の取締役会において、改めて基本方針を決議しました。

その内容は以下のとおりであります。

①当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

１）当社および子会社（以下、グループという。）は、グループの経営理念、行動規範に則り、グループ全体のコンプライアンス体制の構築を図る。また、グループ役職員に対して、コンプライアンス教育・研修を継続的に実施する。

２）コンプライアンスの責任者を任命し、グループのコンプライアンスを統括する委員会を所管させ、法令、会計原則、その他社会規範に適合するよう適時にグループのルールの見直しを行うことをはじめ、グループ横断的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努める。

３）代表取締役社長は、内部監査部門を直轄し、その指示に基づき業務執行状況の内部監査を行わせる。

４）社外の第三者、監査役、コンプライアンスの責任者等に対して、グループの使用人が直接通報できるグループの内部通報制度を構築する。

②当社ならびにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

１）グループの業務遂行が、法令、会計原則、その他社会規範に照らして適切なものとなるよう、取締役会は、業務の遂行状況を監督する。

２）取締役会は、子会社取締役会に定期的に業務執行、事業および財務の状況に関する報告を行わせる。

３）内部監査部門は、グループの業務の適正を確保するため、当社における内部監査に加え、必要な場合は代表取締役社長の指示に基づいて子会社の業務監査をも実施する。

４）子会社監査役は、当社の監査役と緊密な連携等の適切な体制を構築する。

③取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

1）当社は、株主総会議事録、取締役会議事録その他作成、保管が法定されている文書（電磁的記録を含む。）ならびに稟議書その他適正な業務執行を確保するために必要な文書および情報については、法令および規程等に基づいて、適切に作成、保存、管理する。

2）取締役、監査役は、前項の文書および情報を何時でも閲覧できるものとする。

④子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社取締役会は、取締役会に対して定期的に業務執行、事業および財務の状況に関する報告を行う。

⑤当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1）取締役会は、グループの活動の持続発展を脅かすあらゆるリスクに対処すべく、リスクマネジメント体制を構築し、リスクの棚卸、リスクアセスメント、対応・軽減措置を行う。

2）このため、グループコンプライアンスを統括する委員会に、グループが抱えるリスク棚卸の統括を行わせる。

3）取締役会は、リスク管理の状況について、子会社に定期的に報告させる。

4）グループ役職員に対して、リスク管理に関する教育・研修を行う。

⑥取締役および子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1）執行役員制度を導入し、その業務執行責任を明確化するとともに、取締役会の意思決定の迅速な執行と取締役会の監督機能の強化を図る。

2）取締役会は、子会社の機関設計および業務執行体制について随時見直し、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう監督する。

3）内部監査部門は、財務報告の信頼性、コンプライアンスの観点に加え、業務の有効性・効率性の観点からも監査を実施する。

⑦監査役の職務を補助すべき使用人（以下、補助使用人という。）の配置ならびにその取締役からの独立性および補助使用人に対する指示の実効性に関する事項

1）監査役が求めた場合には、補助使用人を監査役付として置くこととする。

2）補助使用人を置く場合、その任命・異動、人事評価および懲戒については、事前に監査役の意見を聴取し、これを尊重する。

3）監査役が必要かつ適切と認める場合には、補助使用人が監査役に同行して、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保しまたは代表取締役社長や会計監査人との意見交換の場に参加する機会を確保する。

4）補助使用人は、必要に応じて、弁護士、公認会計士等の監査業務に関する助言を受けることができる。

⑧取締役および使用人または子会社の取締役等および使用人もしくはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

1）グループの取締役等および使用人は、監査役から求められた事項について速やかに報告を行う。

2）子会社の取締役会は、取締役会に対して定期的に業務執行、事業および財務の状況に関する報告を行う。

3）内部監査部門は、その監査計画や監査結果について、監査役の要請がある場合には意見交換を行う。

4）グループの内部通報制度では、通報の窓口の一つを監査役とし、またこれ以外の通報窓口に対する通報があった場合はグループコンプライアンスを統括する委員会の委員長がこれを監査役に対して報告する。

⑨前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な扱いを受けないことを確保するための体制

1）前項の報告をした者を不利に扱うことを禁止し、このことをグループ役職員に対する教育・研修において徹底する。

2）報告をした者の異動、人事考課および懲戒等に関して、監査役がその理由開示を求めた場合には、取締役はこれを開示しなければならない。

3）グループ内部通報制度においては、通報者が通報の窓口以外への氏名非開示を希望する場合には、これを遵守する。

⑩その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1）監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは支出した費用の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行に関係しない場合を除き、これに応じる。

2）内部監査部門は、その監査計画や監査結果について、監査役の要請がある場合は監査役と意見交換を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

①グループのコンプライアンスの責任者は、取締役の中から取締役会の決議に基づいて選任しています。当該責任者はグループのコンプライアンスを統括する委員会を主宰し、グループベースのコンプライアンス体制の整備、各種ルールの見直しを行い、内部通報制度の受付担当者を務めるなど、制度運用の中核を担っています。

②取締役は、定例（原則として毎月１回）および臨時に開催する取締役会ならびに原則として毎月１回開催し執行役員等が出席する経営会議において、当社における業務の遂行状況、財務状況、コンプライアンス体制の状況、リスク管理の状況等を逐次監督しています。また、取締役会は、子会社の業務遂行および子会社取締役の業務遂行、監督状況につき、定期的に報告を受けています。

③監査役は、監査役会において定めた監査方針、監査計画に基づいて、当社および必要な場合には子会社の監査を行い取締役会に対して監査結果の報告、提言を行うほか、代表取締役会長との個別意見交換や内部監査部門、会計監査人、子会社監査役との意見交換を通じ、グループにおける業務遂行に対して適切に、監査を行っています。また、監査役は、原則毎月開催される監査役会において相互に意見交換を行っています。なお、専任ではありませんが、監査役の職務を補助すべき使用人を置いており、関係部門とも協働して補助業務を遂行しております。

④内部監査は、代表取締役会長の直轄組織として設置した内部統制監査室が担当しています。内部統制監査室は、随時代表取締役会長の指示に基づき、財務報告の信頼性、コンプライアンスの観点に加え、業務の有効性・効率性の観点から、業務を分掌執行する部門および社内の各専門委員会に対し、業務監査を実施しています。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

①会社の支配に関する基本方針の概要

当社は、当社の株主の在り方については、市場取引を通じて決せられるものと考えており、大規模買付行為への対応も、最終的には株主の皆様の全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。しかしながら、近時、わが国の資本市場における株式の大規模買付の中には、その目的等からみて、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない例も少なくありません。

当社は、このような不適切な大規模買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えており、大規模買付行為に関する対応策の設定により、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う十分な時間を確保することは、有意義なことであると考えております。

②会社の支配に関する基本方針の実現に資する取り組み

当社は、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させることに役員・社員一丸となって取り組んでおり、その概要は以下のとおりです。

イ. 経営の基本方針

当社グループは、創業以来「ユニーク＆オリジナル」をモットーに、特色を生かした製品供給によるエレクトロニクス産業の発展と社会への貢献を目標にしてまいりました。現在では家電・自動車・航空宇宙産業から電力などの社会インフラにいたる幅広い産業分野を対象に事業を展開しております。

ロ. 中長期的な計画に基づく取り組み

経営環境が様々に変化する中、技術開発力の向上、営業力の強化およびコスト競争力の改善に取り組み、既存事業の更なる強靭化、新規事業の創出に努め売上高の拡大と経営効率の向上を図ることを通じて持続的成長の実現と企業価値の向上を目指しております。中期的な計画においては、更なる成長を図るべく、新規事業による事業規模拡大、海外市場の開拓強化、更なるコスト低減等の推進を業務提携や協業をも通じて、より効果的、効率的に経営展開しようと鋭意取り組んでおります。

ハ. コーポレート・ガバナンスの強化充実に向けた取り組み

持続的な成長・発展を実現するためにはコーポレート・ガバナンスの強化・充実が重要な経営課題であるという認識のもと、法令違反行為の未然防止、意思決定と執行の分離、取締役会・監査役会の機能強化等に努め、株主の皆様をはじめとする各ステークホルダーの方々に対して良好な関係の構築を目指しております。

③会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、2020年６月25日開催の定時株主総会決議に基づき、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」（以下「現プラン」といいます。）を継続しており、その概要は以下のとおりです。

イ．当社株式の大規模買付行為等

現プランにおける当社株式への大規模買付行為とは、特定株主グループの議決権割合を20％以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20％以上となる買付行為をいい、かかる買付行為を行う者を大規模買付者といいます。

ロ．大規模買付ルールの概要

大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者が取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

ハ．大規模買付行為がなされた場合の対応

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示するなど、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。ただし、大規模買付ルールを遵守しない場合や、遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと取締役会が判断した場合には、対抗措置をとることがあります。

また、対抗措置の発動について株主総会の開催、承認が適切と取締役会が判断するときは株主総会を開催することがあり、株主総会において対抗措置の発動または不発動について決議された場合、取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとします。

ニ．独立委員会の設置

現プランを適正に運用し、当社決定の合理性・公平性を担保するため、独立委員会を設置しております。

ホ．現プランの有効期間等

現プランの有効期限は2023年６月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。ただし、有効期間中であっても、株主総会または取締役会の決議が行われた場合には現プランは廃止されるものとします。

④上記②および③の取り組みについての取締役会の判断およびその判断に係る理由

上記②の取り組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させる取り組みであり、また、上記③の取り組みは、イ)買収防衛策に関する指針等の要件を充足していること、ロ)株主共同の利益を損なうものではないこと、ハ)株主意思を反映するものであること、ニ)独立性の高い社外者の判断を重視するものであること、ホ)デッドハンド型およびスローハンド型買収防衛策ではないこと等から、いずれも、会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

以　上

（本事業報告中の記載数字は、金額および株式数については表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入をしております。）

連結貸借対照表

（2021年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	14,183,297	流動負債	3,534,279
現金及び預金	7,482,332	支払手形及び買掛金	975,135
受取手形及び売掛金	3,192,132	電子記録債務	1,176,682
商品及び製品	1,159,560	短期借入金	320,000
仕掛品	1,087,228	１年内償還予定の社債	10,000
原材料	903,587	リース債務	763
未収還付法人税等	175,196	未払法人税等	131,240
その他	195,994	賞与引当金	283,209
貸倒引当金	△12,734	役員賞与引当金	53,250
固定資産	4,643,271	製品保証引当金	11,940
有形固定資産	3,435,610	その他	572,056
建物及び構築物	1,258,336	固定負債	2,490,499
機械装置及び運搬具	42,856	社債	400,000
工具、器具及び備品	138,569	長期借入金	1,850,000
土地	1,951,082	リース債務	190
リース資産	954	預り保証金	12,674
建設仮勘定	43,810	退職給付に係る負債	137,872
無形固定資産	88,945	長期未払金	62,060
ソフトウエア	49,548	資産除去債務	27,700
ソフトウエア仮勘定	39,397	負債合計	6,024,778
投資その他の資産	1,118,715	純資産の部	
投資有価証券	708,074	株主資本	11,479,433
繰延税金資産	337,446	資本金	3,317,200
その他	73,194	資本剰余金	1,313,033
		利益剰余金	6,872,595
		自己株式	△23,395
		その他の包括利益累計額	59,152
		その他有価証券評価差額金	59,152
		非支配株主持分	1,263,204
		純資産合計	12,801,790
資産合計	18,826,568	負債及び純資産合計	18,826,568

連結損益計算書

(自 2020年4月1日
至 2021年3月31日)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		10,651,004
売上原価		7,179,012
売上総利益		3,471,991
販売費及び一般管理費		2,767,134
営業利益		704,857
営業外収益		
受取利息	246	
受取配当金	22,575	
助成金収入	8,330	
保険解約返戻金	4,419	
その他	20,976	56,548
営業外費用		
支払利息	14,542	
創立費	2,976	
その他	5,588	23,106
経常利益		738,299
特別利益		
固定資産売却益	127	
投資有価証券売却益	27,197	27,325
特別損失		
固定資産除却損	2,403	2,403
税金等調整前当期純利益		763,221
法人税、住民税及び事業税	344,873	
法人税等調整額	△81,671	263,201
当期純利益		500,019
非支配株主に帰属する当期純利益		55,807
親会社株主に帰属する当期純利益		444,212

連結株主資本等変動計算書

（自　2020年４月１日
　至　2021年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,044,385	1,040,218	6,630,311	△23,395	10,691,520
当期変動額					
新株の発行	272,814	272,814			545,629
剰余金の配当			△201,929		△201,929
親会社株主に帰属する当期純利益			444,212		444,212
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	272,814	272,814	242,283	－	787,912
当期末残高	3,317,200	1,313,033	6,872,595	△23,395	11,479,433

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	△54,631	△54,631	2,727	1,224,197	11,863,814
当期変動額					
新株の発行					545,629
剰余金の配当					△201,929
親会社株主に帰属する当期純利益					444,212
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	113,783	113,783	△2,727	39,007	150,063
当期変動額合計	113,783	113,783	△2,727	39,007	937,975
当期末残高	59,152	59,152	－	1,263,204	12,801,790

連　結　注　記　表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1.　連結の範囲に関する事項

(1)連結子会社の状況

①連結子会社の数

８社

②連結子会社の名称

株式会社エヌエフ回路設計ブロック
株式会社千代田エレクトロニクス
株式会社計測技研
株式会社ＮＦブロッサムテクノロジーズ
株式会社ＮＦテクノコマース
株式会社ＮＦカストマサービス
株式会社ＮＦエンジニアリング
株式会社ＮＦデバイステクノロジー

なお、当連結会計年度より、新たに設立した株式会社エヌエフ回路設計ブロック準備会社（2020年10月１日付で「株式会社エヌエフ回路設計ブロック」に商号変更）を連結の範囲に含めております。

(2)非連結子会社の状況

①主要な非連結子会社の名称

株式会社山陽エヌエフ販売

株式会社山陽エヌエフ販売は、2021年４月１日付で山陽電子機器株式会社より社名変更いたしました。

②連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、合計の総資産、売上高、当期純損益および利益剰余金等が、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2.　持分法の適用に関する事項
持分法を適用していない非連結子会社および関連会社の状況
(1)主要な会社等の名称
恩乃普電子商貿（上海）有限公司
株式会社山陽エヌエフ販売
株式会社ファルコン

株式会社山陽エヌエフ販売は、2021年４月１日付で山陽電子機器株式会社より社名変更いたしました。

(2)持分法を適用しない理由
持分法非適用会社は、合計の当期純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3.　連結子会社の事業年度等に関する事項
すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

会計方針に関する事項

１．有価証券の評価基準及び評価方法
その他有価証券
(1)　時価のあるもの
期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

(2)　時価のないもの
移動平均法による原価法

２．たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1)　商品・製品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2)　原　材　料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(3)　仕　掛　品

個別原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

３．重要な減価償却資産の減価償却の方法

(1)　有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

(2)　無形固定資産（リース資産を除く）

①　市場販売目的のソフトウェア

見込販売期間（３年）に基づく定額法によっております。

②　自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

(3)　リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

4．重要な引当金の計上基準

(1)　貸　倒　引　当　金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)　賞　与　引　当　金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

(3)　役 員 賞 与 引 当 金

役員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

(4)　製 品 保 証 引 当 金

製品の販売に係る一定期間内の無償サービスに要する費用の支出に備えるため、当該費用の発生割合および支出実績等を勘案した見積額を計上しております。

5．退職給付に係る会計処理の方法

確定拠出年金制度を採用しておりますが、旧制度における従業員の既得権を補償するため、55歳以上で退職する場合は一定金額を支給する特例制度を設けております。当該特例制度に関する支出に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額を退職給付に係る負債に計上しております。

なお、一部の連結子会社は確定給付型退職給付制度による簡便法を採用しております。

6．消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

7．連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

８．連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和２年法律第８号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号　2020年３月31日）第３項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号　2018年２月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

表示方法の変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号　2020年３月31日）を当連結会計年度から適用し、連結注記表に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

会計上の見積りに関する注記

1．繰延税金資産の回収可能性

(1)　当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額）	337,446千円

（繰延税金負債と相殺前の金額は371,334千円であります。）

(2)　その他見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びスケジューリングに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

②主要な仮定

課税所得は次年度以降の事業計画に基づき見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響については、2022年３月期の一定の時期に収束に向かい正常化していくとの仮定のもと、課税所得などの見積りを行っております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定について、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、課税所得の見積額が変動することで、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与える可能性があります。

2．市場販売目的のソフトウェアの評価

(1)　当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

市場販売目的のソフトウェア	39,711千円

(2)　その他見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

市場販売目的のソフトウェアは、減価償却を実施した後の未償却残高が翌期以降の見込販売収益の額を上回った場合、当該超過額は一時の費用又は損失として処理しております。当連結会計年度は、未償却残高が翌期以降の見込販売収益の額を上回るものは無いため、一時の費用又は損失として処理しておりません。

②主要な仮定

見込販売収益は、市場販売目的のソフトウェアが組み込まれる製品に係る見込販売数量及び見込販売価格に基づいて見積もっております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響については、2022年３月期の一定の時期に収束に向かい正常化していくとの仮定のもと、見込販売収益の会計上の見積りを行っております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定について、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があり、前提とした状況が変化した場合、市場販売目的のソフトウェアの金額に重要な影響を与える可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1．有形固定資産の減価償却累計額	3,073,264千円
2．担保に供している資産	
建物	182,991千円
土地	28,526千円
上記に対する債務	
長期借入金	314,000千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1.　発行済株式の種類および総数

普通株式	7,070,000株

2.　配当に関する事項

(1)　配当金支払額

決　　議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額(円)	基　準　日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	201,929	30	2020年3月31日	2020年6月26日

(2)　基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決　　議	株式の種類	配当の原資	配当金の総　額（千円）	1株当たり配当額（円）	基　準　日	効力発生日
2021年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	210,569	30	2021年3月31日	2021年6月25日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)　金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金計画に基づき必要な資金を銀行借入や社債発行により調達し、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。

(2)　金融商品の内容及びそのリスク

①　受取手形及び売掛金

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

②　有価証券

有価証券は、主に純投資目的の株式であり、市場価格変動のリスクに晒されております。

③　支払手形及び買掛金、電子記録債務

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、一部に外貨建てのものがあり、為替変動リスクに晒されております。

④　借入金及び社債

借入金及び社債の償還日は決算日後最大で５年後であり、このうち一部は変動金利のため金利変動リスクに晒されております。

(3)　金融商品に係るリスク管理体制

①　信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、販売管理規程に従い取引先ごとの信用情報を定期的に把握し、回収懸念の軽減を図っております。

②　市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券については、定期的に時価や財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

③　資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき、財務所管部署が資金繰計画を作成・更新するとともに手元資金の充実を図るなど、流動性リスクを管理しております。

(4)　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額が含まれており、当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

2021年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注２）を参照ください。)。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額（*)	時価（*)	差　　額
(1) 現金及び預金	7,482,332	7,482,332	－
(2) 受取手形及び売掛金	3,192,132	3,192,132	－
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	622,592	622,592	－
(4) 支払手形及び買掛金	(975,135)	(975,135)	－
(5) 電子記録債務	(1,176,682)	(1,176,682)	－
(6) 社債	(410,000)	(405,173)	△4,826
(7) 長期借入金	(2,170,000)	(2,162,859)	△7,140

(*)　負債に計上されているものについては、(　) で示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 電子記録債務

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 社債

元利金の合計額を、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

なお、一年内償還予定の社債は、社債に含めて時価表示しております。

(7) 長期借入金

元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

なお、一年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて時価表示しております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区　　分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	85,482

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

１株当たり情報に関する注記

1.　１株当たり純資産額　1,643円91銭

2.　１株当たり当期純利益金額　64円62銭

企業結合に関する注記

会社分割による持株会社体制への移行

当社は、2020年５月15日開催の取締役会において、当社の完全子会社である株式会社エヌエフ回路設計ブロック準備会社（2020年10月１日付で「株式会社エヌエフ回路設計ブロック」に商号変更。以下「エヌエフ回路設計ブロック」といいます。）との間で、当社を吸収分割会社とし、エヌエフ回路設計ブロックを吸収分割承継会社とする吸収分割契約を締結することを決議し、契約を締結し、2020年６月25日開催の定時株主総会での承認を経て、2020年10月１日付で当社の事業を承継させました。

これに伴い、当社は2020年10月１日付で「株式会社エヌエフホールディングス」に商号変更し、持株会社体制へ移行いたしました。

１．会社分割の概要

(1) 対象となった事業の内容

電子計測制御、電源システム、電子デバイス、応用システムの各事業

(2) 企業結合日

2020年10月１日

(3) 企業結合の法的形式

当社を吸収分割会社とし、株式会社エヌエフ回路設計ブロックを吸収分割承継会社とする会社分割(吸収分割)

(4) 結合後企業の名称

分割会社：株式会社エヌエフホールディングス

承継会社：株式会社エヌエフ回路設計ブロック

(5) 会社分割の目的

各事業において環境変化への対応力を高め、時代の変化に柔軟に対応できる体制を通じてグループ全体の企業価値拡大を図るためには、持株会社体制へ移行することが最適であると判断致しました。

目的は以下のとおりです。

①事業競争力の強化

当社における事業会社としての機能とグループ事業管理会社（持株会社）としての機能を分離することで双方の権限と責任を明確にし、事業会社としての自律と自立を図ることにより、既存事業の更なる強靭化、新規事業の創出を俊敏に行える体制とします。

②グループ運営管理力およびグループ事業管理力の強化

持株会社は、エヌエフグループ全体のマネジメントに集中し、円滑なグループ運営管理やグループ全体を鳥瞰したより高度なグループ事業管理を行える体制とします。

２．実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成31年１月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　平成31年１月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

２０２１年5月１４日

株式会社エヌエフホールディングス
取 締 役 会　御中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　由　良　知　久　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　川　端　孝　祐　㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社エヌエフホールディングス（旧会社名　株式会社エヌエフ回路設計ブロック）の２０２０年4月１日から２０２１年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エヌエフホールディングス（旧会社名　株式会社エヌエフ回路設計ブロック）及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年５月18日

株式会社エヌエフホールディングス　監査役会

常勤監査役　池 上 雅 幸 ㊞
常勤監査役　浅 原　　眞 ㊞
監 査 役　辻　　毅一郎 ㊞

（注） 常勤監査役池上雅幸、常勤監査役浅原眞及び監査役辻毅一郎は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

貸 借 対 照 表

（2021年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	8,658,830	流動負債	3,484,261
現金及び預金	4,603,083	支払手形	379,515
受取手形	689,182	買掛金	646,424
短期貸付金	1,446,337	電子記録債務	1,176,682
前払費用	34,187	短期借入金	320,000
未収入金	1,671,408	未払消費税等	28,592
未収還付法人税等	175,196	未払費用	191,406
その他	39,432	未払法人税等	29,580
固定資産	6,468,486	預り金	630,762
有形固定資産	2,766,926	賞与引当金	57,516
建物	1,205,040	役員賞与引当金	18,150
構築物	71,274	設備電子記録債務	4,972
機械装置及び運搬具	2,632	その他	660
工具、器具及び備品	31,804	固定負債	2,300,811
土地	1,453,883	社債	400,000
建設仮勘定	2,291	長期借入金	1,850,000
無形固定資産	18,989	退職給付引当金	5,827
ソフトウエア	7,175	長期未払金	28,863
ソフトウエア仮勘定	11,814	資産除去債務	16,120
投資その他の資産	3,682,570	負債合計	5,785,073
投資有価証券	565,386	純資産の部	
関係会社株式	3,052,102	株主資本	9,313,324
関係会社出資金	16,154	資本金	3,317,200
長期前払費用	433	資本剰余金	1,098,302
敷金・保証金	21,343	資本準備金	1,098,302
繰延税金資産	22,330	利益剰余金	4,921,216
その他	4,820	利益準備金	98,862
		その他利益剰余金	4,822,354
		別途積立金	4,536,000
		繰越利益剰余金	286,354
		自己株式	△23,395
		評価・換算差額等	28,919
		その他有価証券評価差額金	28,919
		純資産合計	9,342,243
資産合計	15,127,316	負債及び純資産合計	15,127,316

損 益 計 算 書

(自 2020年４月１日
至 2021年３月31日)

(単位：千円)

科目	金	額
売上高		2,224,217
営業収益		2,514,125
売上原価		1,627,603
売上総利益		3,110,739
販売費及び一般管理費		1,466,391
営業利益		1,644,347
営業外収益		
受取利息	1,537	
受取配当金	167,993	
賃貸収入	54,154	
業務受託収入	324,828	
その他	44,191	592,706
営業外費用		
支払利息	12,794	
社債利息	790	
賃貸原価	22,570	
その他	1,639	37,795
経常利益		2,199,258
特別利益		
固定資産売却益	41,291	41,291
特別損失		
固定資産除却損	2,309	2,309
税引前当期純利益		2,238,240
法人税、住民税及び事業税	119,460	
法人税等調整額	41,751	161,211
当期純利益		2,077,028

株主資本等変動計算書

（自　2020年４月１日
至　2021年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	3,044,385	825,487	825,487	98,862	4,536,000	1,145,304	5,780,166
当期変動額							
新株の発行	272,814	272,814	272,814				
剰余金の配当						△201,929	△201,929
当期純利益						2,077,028	2,077,028
吸収分割による減少						△2,734,049	△2,734,049
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	272,814	272,814	272,814	－	－	△858,949	△858,949
当期末残高	3,317,200	1,098,302	1,098,302	98,862	4,536,000	286,354	4,921,216

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△23,395	9,626,644	△77,979	△77,979	2,727	9,551,392
当期変動額						
新株の発行		545,629				545,629
剰余金の配当		△201,929				△201,929
当期純利益		2,077,028				2,077,028
吸収分割による減少		△2,734,049				△2,734,049
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			106,898	106,898	△2,727	104,171
当期変動額合計	－	△313,320	106,898	106,898	△2,727	△209,149
当期末残高	△23,395	9,313,324	28,919	28,919	－	9,342,243

個別注記表

重要な会計方針

１．有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

(1)　時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し売却原価は移動平均法により算定しております。）

(2)　時価のないもの

移動平均法による原価法

２．固定資産の減価償却の方法

(1)　有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

(2)　無形固定資産（リース資産を除く）

①　市場販売目的のソフトウェア

見込販売期間（３年）に基づく定額法によっております。

②　自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

(3)　リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

(4)　長期前払費用

定額法によっております。

3．引当金の計上基準

(1) 貸　倒　引　当　金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞　与　引　当　金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(3) 役 員 賞 与 引 当 金

役員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(4) 退 職 給 付 引 当 金

当社は確定拠出年金制度を採用しておりますが、旧制度における従業員の既得権を補償するため、55歳以上で退職する場合は一定金額を支給する特例制度を設けております。当該特例制度に関する支出に備えるため、当事業年度末における支給見込額を計上しております。

(5) 製 品 保 証 引 当 金

製品の販売に係る一定期間内の無償サービスに要する費用の支出に備えるため、当該費用の発生割合および支出実績等を勘案した見積額を計上しております。

4．消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

5．連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

6．連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和２年法律第８号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号　2020年３月31日）第３項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号　2018年２月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する金銭債権
   短期金銭債権　3,014,876千円
2. 関係会社に対する金銭債務
   短期金銭債務　809,790千円
3. 有形固定資産の減価償却累計額　1,489,449千円
4. 担保に供している資産
   建物　182,991千円
   土地　28,526千円
   上記に対する債務
   長期借入金　314,000千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引

1. 売上高及び営業収益　2,840,477千円
2. 仕入高　1,427,332千円
3. その他　21,764千円

営業取引以外の取引高　537,102千円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：株）

	当期首 株式数	当期増加 株式数	当期減少 株式数	当期末 株式数
普通株式	51,032	—	—	51,032

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	17,588 千円
退職給付引当金	1,781 千円
未払退職金	3,186 千円
未払役員退職慰労金	5,639 千円
未払事業税	3,225 千円
その他	16,165 千円
繰延税金資産小計	47,587 千円
評価性引当額	△7,042 千円
繰延税金資産合計	40,545 千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△12,739 千円
資産除去債務に対応する除去費用	△2,668 千円
その他	△2,807 千円
繰延税金負債合計	△18,215 千円
繰延税金資産の純額	22,330 千円

関連当事者との取引に関する注記

種　類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科　目	期末残高（千円）
子会社	(株)ＮＦエンジニアリング	所有直接100	当社製品の製造 役員の兼任	余剰資金の預り（注）2	136,833	預り金	185,000
				当社製品の製造（注）3	654,208	買掛金	—
子会社	(株)ＮＦデバイステクノロジー	所有直接100	当社製品の製造 役員の兼任	余剰資金の預り（注）2	203,333	預り金	220,000
				当社製品の製造（注）3	395,189	買掛金	—
子会社	(株)千代田エレクトロニクス	所有直接100	役員の兼任	代理決済（注）4	250,008	預り金	156,823
子会社	(株)ＮＦブロッサムテクノロジーズ	所有直接60	生産・業務支援 役員の兼任	支援料の受取り（注）5	668,059	未収入金	63,976
				代理購買（注）6	—	未収入金	380,124

子会社	(株)エヌエフ回路設計ブロック	所有直接100	役員の兼任	代理購買(注)6	—	未収入金	907,951
				資金の貸付(注)2	162,194	短期貸付金	1,446,337
				会社分割(注)7 分割資産 分割負債	 3,873,034 1,138,985	—	—
子会社	(株)計測技研	所有直接100	役員の兼任	土地の取得(注)8	173,800	—	—

（注）1. 取引金額には消費税等が含まれておりません。
2. 余剰資金の預り及び資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、取引が反復的に行われているため、取引額は期中の平均残高を記載しております。
3. 取引条件及び取引条件の決定方法は市場価格を勘案し、協議の上決定しております。
4. 受取手形の決済を代理決済しております。
5. 業務支援料は、支援業務の対価として請求しております。
6. 代理購入については、当社が子会社の代理として購買しており市場からの調達原価と同額のため、取引金額には含めておりません。
7. 当該会社分割は共通支配下の取引であり、上記の資産及び負債については適正な帳簿価格により移転しております。
8. 土地の購入価格については、不動産鑑定士の鑑定価格に基づいて決定しております。

１株当たり情報に関する注記

1. １株当たり純資産額　1,331円00銭
2. １株当たり当期純利益金額　302円15銭

企業結合に関する注記

会社分割による持株会社体制への移行

連結注記表に記載しているため、記載を省略しております。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

２０２１年5月１４日

株式会社エヌエフホールディングス
取 締 役 会　御中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　由 良 知 久　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　川 端 孝 祐　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社エヌエフホールディングス（旧会社名　株式会社エヌエフ回路設計ブロック）の２０２０年4月１日から２０２１年3月３１日までの第６８期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

以　上

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

1. 議決権の代理行使の勧誘者　　　　株式会社エヌエフホールディングス
代表取締役会長　高　橋　常　夫

2. 議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社の剰余金の配当につきましては、中長期的な発展をも見据え、経営的、総合的観点から、安定配当を基本に、業績等を総合的に勘案して決定する方針といたしております。

(1) 配当財産の種類
　　金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
　　当社普通株式１株につき金30円
　　なお、この場合の配当総額は210,569,040円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
　　2021年６月25日

第２号議案　取締役６名選任の件

取締役全員（６名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役６名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏　　　名 （生 年 月 日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
高橋常夫（たかはし つねお） （1947年10月13日生）	1992年８月　㈱本田技術研究所エグゼクティブ・チーフエンジニア 2001年７月　同社上席研究員 2002年６月　当社取締役 2002年７月　取締役副社長 2004年７月　代表取締役社長 2018年６月　代表取締役会長（現任）	163,910株
大滝正彦（おおたき まさひこ） （1952年12月23日生）	2004年６月　㈱東京三菱銀行業務監査室監査主任 2006年12月　当社総務法規部長 2007年４月　執行役員総務法規部長 2009年６月　取締役 2011年７月　常務取締役 2015年４月　執行役員副社長 2016年６月　専務取締役 2018年６月　代表取締役執行役員社長 2019年11月　取締役（現任） 2019年12月　㈱ＮＦブロッサムテクノロジーズ代表取締役社長（現任） 2020年４月　内部統制監査室長（現任）	75,285株
長谷川和宏（はせがわ かずひろ） （1961年１月４日生）	2009年７月　日本ビクター㈱横須賀事業所所長 2012年５月　エヌエフエンジニアリング㈱（現名称㈱ＮＦエンジニアリング）取締役 2013年５月　同社代表取締役社長（現任） 2014年10月　当社執行役員 2014年10月　生産本部副本部長 2016年５月　生産物流本部長 2016年６月　執行役員常務 2018年４月　グループ生産管理本部長（現任） 2018年６月　取締役（現任） 2020年４月　グループBCM統括責任者（現任）	11,016株

氏　　名 （生 年 月 日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
よしざわ　なおき 吉 沢 直 樹 （1964年９月29日生）	2016年４月　㈱みずほ銀行グローバル人事業務部担当次長 2018年４月　当社グループ事業管理本部本部長付 2020年１月　当社秘書室長 2020年４月　グループ法務審査本部長 2020年７月　執行役員 2020年８月　経営業務本部長（現任） 2020年10月　執行役員常務（現任）	0株
かまみち　のりひろ 釜 道 紀 浩 （1979年２月14日生）	2006年４月　独立行政法人理化学研究所バイオ・ミメティックコントロール研究センター研究員 2007年４月　東京電機大学未来科学部助教 2011年４月　同大学未来科学部准教授 2020年６月　当社取締役（現任） 2020年10月　東京電機大学未来科学部教授（現任）	81株
とよたま　ひでき 豊 玉 英 樹 （1950年６月１日生）	1992年４月　スタンレー電気㈱筑波研究所長 1996年６月　同社技術研究所長 1997年６月　同社取締役研究開発本部長 2005年６月　同社執行役員研究・開発・知的財産担当 2013年３月　㈱ナカニシ常勤監査役（現任） 2019年４月　国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）開発主監（現任）	0株

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．取締役候補者釜道紀浩および豊玉英樹の両氏は、社外取締役候補者であります。
３．釜道紀浩氏は、大学教授として深い学識と高い見識を有することに加えて、ロボット分野での運動制御、バイオミメティックなセンサ・アクチュエータ等の研究を中心に幅広く研鑽を積まれております。同氏がその経歴を通じて培った経験などを活かして、高い視点から様々な角度での意見・提言を行っていただけるものと期待し、社外取締役候補者とするものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。
豊玉英樹氏は、取締役や常勤監査役として企業経営やコンプライアンスに関与した経験があることに加え、超微粒子、青色発光ダイオード、有機LED等の研究開発に携わるなど幅広い見識を有しております。同氏がその経歴を通じて培った経験などを活かして、高い視点から経営と研究開発の両側面での意見・提言を行っていただけるものと期待し、社外取締役候補者とするものであります。
４．当社は、釜道紀浩氏と会社法第423条第１項の損害賠償責任について、法令が規定する額を上限とする旨の責任限定契約を締結しております。また、当社は、豊玉英樹氏と同様の責任限定契約を締結する予定であります。
５．当社は、釜道紀浩氏を東京証券取引所の定める独立役員に指定しており、同氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員と指定し、届け出る予定です。また、当社は、豊玉英樹氏を同様に独立役員に指定し、届け出る予定です。
６．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者６氏は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

監査役が法定人員を満たせなくなった場合に備えて、補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

選任の効力は、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

氏　名 （生 年 月 日）	略歴および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
みずい　きよし 水 井　潔 （1961年４月３日生）	2003年４月　関東学院大学工学部・大学院教授 2010年４月　同大学工学部情報ネット・メディア工学科長 2013年４月　（改組に伴い）同大学理工学部教授（現任） 同大学理工学部理工学科情報学系長	0株

（注）１．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．水井潔氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
３．水井潔氏は、大学教授として深い学識と高い見識を有することに加えて、大学学科運営に携わった経験を有していることから、経営全般に対する監査機能を期待し、補欠の社外監査役候補者とするものであります。また、同氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏と、会社法第423条第１項の損害賠償責任について、法令が規定する額を上限とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
４．水井潔氏が監査役に就任した場合には、東京証券取引所の定める独立役員に指定し、届け出る予定であります。
５．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。水井潔氏が監査役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

以　上

第68回定時株主総会会場ご案内図

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目６番15号
新横浜グレイスホテル
電話：045-474-5111（代表）

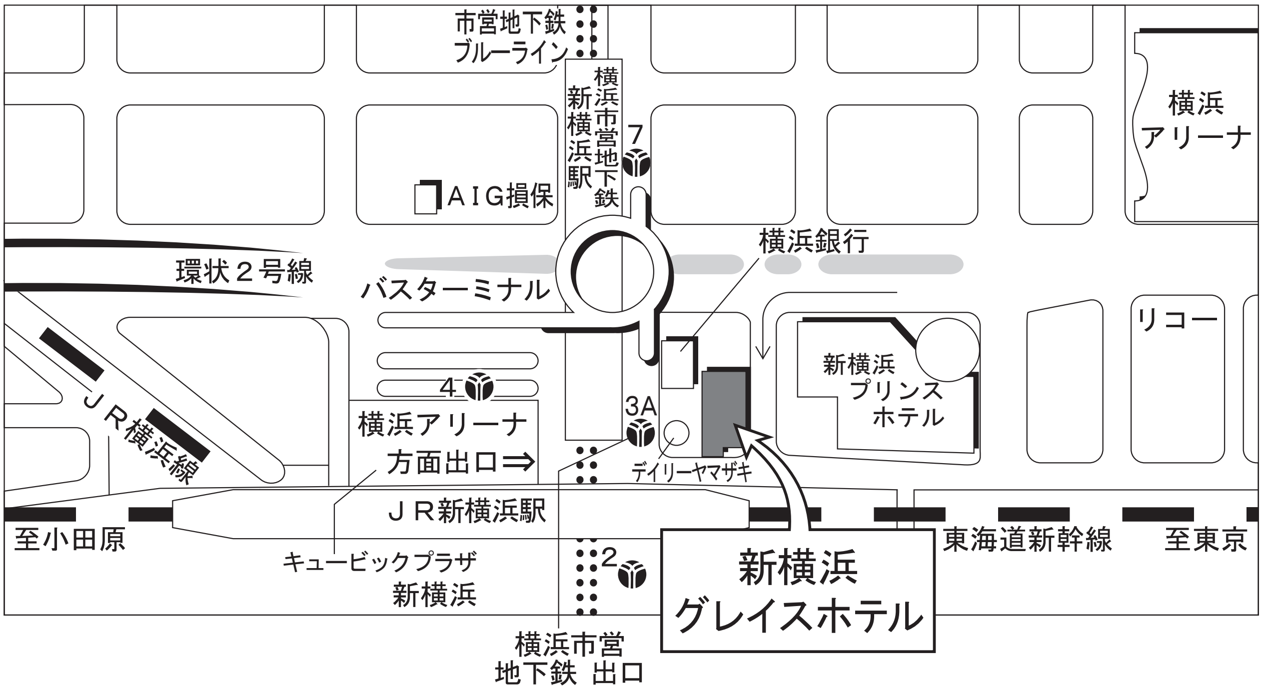

◎ご利用いただく交通機関
最寄り駅　●ＪＲ横浜線・東海道新幹線 新横浜駅 北口
横浜アリーナ方面出口　徒歩３分

●横浜市営地下鉄 新横浜駅 ３Ａ番出口　徒歩３分